

介護職員初任者研修（通学）課程学則

（事業所の名称・所在地・研修の名称）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

本部 株式会社福祉ステーションちえの和
兵庫県伊丹市鴻池5丁目6-6

研修の名称 ちえの和 介護職員初任者研修（通学）

（目的）

第2条 研修を通し「できることを一緒に見つける」介護・福祉・医療を学び、共に支えあって生きる介護職員を養成する。

（事業内容）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を行う。

介護保険法施行令に基づく介護職員養成研修介護職員初任者研修課程（通学）

（研修場所）

第4条 研修の実施場所は以下の通りとする。

講義及び演習の実施場所
株式会社福祉ステーションちえの和 明石本町教室
兵庫県明石市本町1丁目4-16

（カリキュラム及び講師等）

第5条 研修課程カリキュラム表及び担当講師一覧のとおり

（研修期間）

第6条 研修期間は6ヵ月とする。

（受講費用）

第7条 研修の受講費用は下記の通りとする。

受講料 60,000円（税込み） テキスト代別

ただし、ちえの和利用者は5,000円（税込み・テキスト代別）とする。

(受講者の募集)

第8条 兵庫県知事の指定を受けずに受講生の募集は行わない。また、募集の際は株式会社福祉ステーションちえの和の関連事業所にて申込書を受け取り、事務局へ提出すること。

(受講資格・募集定員)

第9条 全課程を出席できる方。

1 研修当たりの募集定員は10名とする。

(受講申込手続き・本人確認の方法)

第10条 受講を希望する者は、締め切り期限までに必要書類を提出し必要な受講申込手続きを完了しなければならない。受講申込書は本人の持参によって受付し、その際に運転免許証や健康保険証、福祉手帳等の提示により本人確認を行う。

(欠席・遅刻・早退の扱い)

第11条 受講者の出欠・遅刻・早退の管理は事務局及び当該研修担当講師が行う。

出欠の確認

第1項 講義(実技講習含む)における出欠確認は、事務局の作成する出席簿を使用し、各講義開始及び終了時に受講生を確認し、出欠簿に出欠等を記入する。

欠席者の扱い

第2項 理由の有無に関わらず、遅刻・早退した場合は欠席とする。

病気等の理由により、他受講者へ影響を及ぼす可能性がある場合、事務局は出席停止もしくは退席を指示することがある。

補講の取り扱い

第3項 第2項及び、止むを得ない事情があり、欠席した場合には当該科目について補講を受けるものとする。研修期間内に補講を受講することにより、当該科目を修了したものとみなす。

当該事業者が実施する補講費用は別途徴収する。一講義当たり6,000円(税込み)ただし、ちえの和利用者は1講義あたり500円(税込み)とする。

(修了の認定)

第12条 修了の認定は第5条に定めるカリキュラムを全て履修し、演習にて介護技術の習得

が認定された者に対して修了評価試験（筆記試験）を行い、認定基準に達した者を修了と認定する。

（修了評価試験の評価を行う者及び認定基準）

第13条 評価については、評価担当者が行うものとする。

修了評価試験に関しては、100点満点中70点以上を合格とし認定する。技術の習得に関しては、演習において行った程度の技術を習得しているか合格・不合格の2区分で評価を行い合格の者を認定する。

（演習の評価を行う者及び認定基準）

第14条 「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」においては技術演習についても習得した技術を確認する。一連の介護動作について技術課題を提示し、技術が根拠に基づいており、かつ A「一人で行うことができる」、B「簡単な助言は必要だが、一人で行うことができる」、C「一人で行うことができない」で評価し、A,Bを合格とする。評価は担当講師が行う。その他の科目において演習を行った場合にも実技演習と同様の認定基準により評価を行う。

（修了証明書の交付）

第15条 修了を認定した者には、兵庫県介護員養成研修実施要領に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

（解約条件・返金の有無）

第16条 受講者からの解約については、直接の連絡を必須とする。

受講決定後の返金については、基本的に行わない。

（苦情相談窓口・連絡先）

第17条 研修に関して下記の苦情の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

（法人の相談窓口）

株式会社福祉ステーションちえの和 黒田 千恵子

TEL078-945-5595 又は 090-3727-9055

（課程編成責任者および問い合わせ窓口）

第18条 本課程の課程編成責任者および問い合わせ窓口は以下の通りとする。

株式会社福祉ステーションちえの和 黒田 千恵子
TEL078-945-5595 又は 090-3727-9055

(個人情報管理)

第19条 受講生から知りえた個人情報については、適正な管理のもと、外部に流失しないように厳重に管理する。なお研修修了者は、兵庫県の管理する修了者名簿に記載される。

(その他)

第20条 退校処分について。受講生は受講中（実技演習含む）において、講師の指示に従うものとする。公序良俗に反する言動、授業妨害など学習環境に悪影響を及ぼす者が注意に従わない場合には、講師等は当該受講生に対し退席を命じる（欠席扱い）ことができ、その後も改善の見込みがないと認められる者に対しては、受講を取り消すことができる。また、受講期間における出席率が全授業時間の 80 パーセントを下回った時点にて退校処分とする。

第21条 修了証明書発行について、発行時には、第 10 条と同様に運転免許証や健康保険証、福祉手帳等の提示により本人確認を行う。また、再発行費用として 3,000 円徴収する。

第22条 本学則にて対応できない場合においては兵庫県と協議するものとする。

本学則は令和 5 年 11 月 30 日施行とする。